

○経済産業省告示第三十七号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月八日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 〽二 「略」</p> <p>三 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約、同条第三号</p>	<p>一 〽二 「略」</p> <p>三 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約、同条第</p>

に掲げる契約のうち輸出に係るもの又は同条第四号及び第五号に掲げる契約のうち工業所有権に係るものに基づく債権の発生等に係る取引に限る。）であつて、次に掲げる者との間で行うもの

イ 輸出等に係る禁止措置の対象となるロ

三号に掲げる契約のうち輸出に係るもの又は同条第四号及び第五号に掲げる契約のうち工業所有権に係るものに基づく債権の発生等に係る取引に限る。）であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）との間で行うもの

〔新設〕

---

シア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）との間で行うもの

ロ 輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件（令

〔新設〕

和四年外務省告示第百四号)で定めるも

のをいう。)

四 「略」

四 「略」

備考 表中の「」は注記である。

## 附 則

- 1 この告示は、令和四年三月十五日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。
  - 附則第二項第二号を次のように改める。
  - 二 附則を次のように改める。
    - 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二号ルの規定は、国際平和のための国際的

な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号）に定める団体のうち、ロシア連邦中央銀行については令和四年三月一日から、インターネット・リサーチ・エージェンシー及び民間軍事会社ワグナーについては令和四年三月八日から、バンク・ロシアについては令和四年三月二十八日から、プロムスヴァジバンク及びVEB・RF（ロシア対外経済銀行）については令和四年三月三十一日から、対外貿易銀行、ソフコムバンク、ノヴィコムバンク及びアトクリチエについては令和四年四月二日から施行する。

2 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。